

「結いの家・みかんの木」指定地域密着型通所介護・通所型サービス
重要事項説明書

<2024年 4月 1日現在>

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 042-439-7883 (午前 8時45分～午後 5時45分まで)
担当 鷲塚 和枝 *ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 「結いの家・みかんの木」の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	結いの家・みかんの木
所在地	東京都西東京市下保谷5-12-13
介護保険指定番号	地域密着型通所介護 1375400627
サービス提供地域	西東京市にお住まいの方 ※上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

管理者	介護福祉士	常勤	1名	事業所の管理
生活相談員	介護福祉士	既定の通り	1名以上	利用者および家族の相談
介護職員	事業の実施時間を通じて1名以上			
機能訓練指導員	あんま・マッサージ師	非常勤	1名	

(3) 同センターの設備の概要

定員	10名	静養室	1室	浴室	一般浴槽
食堂兼機能訓練	1室 33㎡	相談室	1室	送迎車	2台

(4) 営業時間

営業日	月～土、 営業時間 午前8時45分～午後5時45分 (サービス提供時間 9:00～17:00)
定休日	日、12/29～1/3

3. サービス内容

- ・ 送迎 ・ 健康チェック ・ 食事 ・ 入浴 ・ 機能訓練 ・ 生活相談等

4. 料金

(1) 利用料金

利用料金・キャンセル料・食事代等の費用は 契約書の別紙1料金表の定めのとおり。

(2) 支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。
お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は、口座自動引き落とし、郵便振替、銀行振込、現金集金、の4通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。契約後、通所介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ・ お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書又は口頭でお申し出下さい。

- ・当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足等や、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定され事業対象者確認においても非該当となった場合。
- ・お客様がお亡くなりになった場合

(4) その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係わらず10日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメント行為等）を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

ご利用様が安心して在宅生活を継続できるように、ご家族の介護負担が軽減できるように援助いたします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	火曜日のみ
時間延長の可否	○	
従業員への研修の実施	○	年1回 スキルアップ研修を行います。
サービスマニュアルの作成	○	

(3) サービス利用に当たっての留意事項

・送迎時間の連絡

送迎の時間が決まりましたら事業所からご連絡をさせていただきます。ご利用様の人数、ルートによっては送迎時間の変更をさせていただきます。また当日の道路状況や天候などにより送迎時間が変わる場合もあります。上記の場合いずれもご家族様にご連絡を致します。

・体調確認

結いの方に到着後体温、血圧、ご気分等の確認をさせていただきます。ご自宅での体調の変化は必ず当事業所の職員までご連絡ください。デイサービスのご利用中に体調が悪くなったときはご家族にご連絡をして必要な措置を取らせて頂きます。

- ・体調不良によるサービスの中止・変更・食事のキャンセル・時間変更、上記についてはなるべく早くご連絡を下さい。留守番電話などもご利用下さい。

(4) その他

ご家族様と連携をとり、より良い介護を目指します。

7. 高齢者虐待防止

事業者は利用者の人権の擁護・虐待防止等の防止の為に次に掲げる通りの措置を講じます。研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努め、虐待防止委員会（※）を設置します。個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。従業者が支援にあたって

の悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(※) 虐待防止委員会は苦情相談窓口と兼務し担当者は虐待防止委員会を兼務する。

虐待防止委員会は必要に応じて委員を指名、招集し高齢者の虐待防止に努める。

8. 介護現場、職場でのハラスメントの対策

当事業所の職員及び取引業者、関係機関の職員との間において、ハラスメントが発生しないように下記の取り組みを行います。

- (1) 円滑に日常業務が実施できるよう、日ごろから、正常な意思疎通に留意する
- (2) 特に役職者においては、ハラスメントに十分な配慮を行う。
- (3) 介護現場におけるハラスメント防止の為に利用者様、ヘルパー、事業者、地域包括支援センター等と日頃から連絡を密にとり、情報を共有し適切にサービスが行われるように努める。
- (4) ハラスメント防止の為に研修の実施、相談窓口の設置等の対策をとる。

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

10. 自然災害対策

事業者は、自然災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成し研修及び訓練を行います。

- ・ 防災時の対応 安全を確保し家族の迎えが来るまで利用者を保護します。
また、常に関係機関と連絡を密にし、自然災害その他緊急の事態には必要な措置を講じます。
※ 必要に応じて指定避難場所に避難誘導を行います。
- ・ 防災設備…消火器 1箇所 / 防災訓練 …年 1回 /

11. 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

但し、下記のとおり緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

- ① 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合
- ② 非代替え性：身体拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止することができない場合
- ③ 一時性：利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ」ことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解く

12. 感染症の予防及び蔓延防止のための対策

事業所内衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業員に周知します。他、指針の整備、研修を実施します。また新たな感染症発生時には業務継続化計画に基づいて対応します。

13. 天災等不可抗力

契約の期間中、地震、噴火等の天災、その他事業所の攻めに帰さない事由により本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者は利用者に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。また、大雪、大雨、強風等悪天候の場合は、送迎時間の変更もしくは中止となる場合があります。

14. サービス内容に関する苦情

- ・ 当センターご利用者相談・苦情担当
担当 鷲塚 和枝 電話 042-439-7883

- ・その他 当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

介護保険課相談窓口

西東京市	電話	042-464-1311
練馬区	電話	03-3993-1111
国民健康保険団体連合会		03-6238-0177
東京都社会福祉協議会	福祉サービス運営適正化委員会事務局	03-5283-7020

15. 第三者評価 第三者評価は行っていない

16. 当社の概要

名称・法人種別	有限会社ケアプランニング結い
代表者役職・氏名	代表取締役・荒井 養子
本部所在地・電話番号	東京都練馬区東大泉 3-22-15 シンフォニープラザ 1F 03-5933-2100

17. 個人情報の保護の取り扱い

当社では利用者の個人情報について下記の目的に利用しその取り扱いに細心の注意を払い利用者の個人情報の保護に努めます。

利用者の立場に立った、より良い介護サービスを提供する事に限定して個人情報を利用します。

1 個人情報の利用目的

サービスの提供にかかわる目的

- ・利用者に提供する地域密着型通所介護サービス、西東京市総合支援事業（通所型サービス）
- ・契約書作成
 - ・居宅支援、訪問介護、通所介護を提供するのに必要な業務（フェイスシート、支援経過、訪問介護計画書、通所介護計画書、サービス手順書等の作成等、）
 - ・介護事故等の報告
 - ・サービス提供事業者間でサービスを円滑に進めるための連携
 - ・医療機関との連携等

2 使用期間 契約開始から契約終了まで

3 その他

- ・上記のうち同意しがたい事項がある場合にはその旨を当事業所管理者までお申出ください
- ・お申出がない場合には同意していただいたものとして取り扱わせていただきます
- ・これらのお申出は後からいつでも撤回、変更することができます。

契約書別紙 1

「結いの家・みかんの木」地域密着型通所介護・通所型サービス 【契約書別紙】

担当者（デイサービスの管理者）

氏名 鷲塚 和枝 連絡先 042-439-7883

《通所介護の内容》

- ・ご利用日、ご利用時間：担当ケアマネジャー様の発行するサービス提供票の通り。
- ・サービス内容：通所介護計画又は予防通所介護計画又は西東京市総合事業計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護等を行います。

《料金》

利用料金、キャンセル料等は料金表を参照してください。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。滞納分の保険料を納め、サービス提供証明書を後日西東京市の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

《健康上の理由による中止》

風邪、病気（感染性のものを含む）の場合サービスの提供をお断りすることがあります。また当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、ご利用中に体調が悪くなった場合、サービス内容を変更または中止することがあります。この場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。また必要に応じて速やかに主治医等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

《サービスの振替》

サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

《緊急連絡先・かかりつけ医療機関》

緊急連絡先	氏名	続柄
	住所	電話番号
主治医	病院または診療所	電話番号
	医師	

「結いの家・みかんの木」【料金表】3 級地

＜介護保険給付対象サービスの利用料／地域密着型通所介護＞ (2024 年 7 月 1 日現在)

利用料	3 時間以上、 4 時間未満	4 時間以上、 5 時間未満	5 時間以上、 6 時間未満	6 時間以上、 7 時間未満	7 時間以上、 8 時間未満	8 時間以上、 9 時間未満
要介護 1	4,443 円	4,656 円	7,017 円	7,241 円	8,042 円	8,362 円
要介護 2	5,150 円	5,351 円	8,288 円	8,555 円	9,505 円	9,879 円
要介護 3	5,767 円	6,045 円	9,569 円	9,879 円	11,022 円	11,449 円
要介護 4	6,408 円	6,718 円	10,819 円	11,203 円	12,517 円	13,030 円
要介護 5	7,081 円	7,423 円	12,111 円	12,517 円	14,012 円	14,578 円
入浴加算	427 円					
サービス提供体制強化加算 I	235 円／1 回の 1 割又は 2 割又は 3 割					
介護職員処遇改善加算 I	利用料の 9.2%の 1 割又は 2 割又は 3 割					

利用者負担金：法定代理受領の場合は国保連合会の算定方法による。収入により上記金額の 1 割又は 2 割又は 3 割 (2018 年 8 月以降)。ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担率による。以下通所型サービスも同じ。

＜通所型サービスの利用料＞

通所型サービス（西東京市介護予防・日常生活支援事業）利用料		
	標準的回数を定める場合	1 月あたりの回数を定める場合(1 回あたり)
要支援 I	19,203 円／月	4,656 円／1 回
要支援 2	38,672 円／月	4,774 円／1 回

※介護職員処遇改善加算 I、サービス提供体制強化加算 I は介護給付に同じ。

※上記金額は 3 時間以上施設に滞在した場合の金額で、送迎費用が含まれます。通所型サービスのご利用の場合、入浴サービスは基本ご利用になれませんのでご了承ください。特段のご事情がある場合はご相談下さい。

※日割り計算の適応について：月の途中で介護度が変わった場合、又は月の途中で介護施設等に入所された場合、通所型サービスの利用が終了した場合。介護施設等を退所されて月の途中から通所型サービスの利用を開始された場合、当該月の利用終了前、又は利用開始後の日数に日割りの金額を乗じたものが利用料となります。

＜介護保険給付対象外の費用＞

昼食代：650 円	おやつ代：150 円
おむつ代・利用者の希望によるレクリエーションの費用：実費	
＜キャンセル料＞お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。	
ご利用日の前日の営業時間終了までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の当日にご連絡いただいた場合	650 円

＜全額自費利用の場合（営業時間内のご利用 1 回につき）別途契約が必要です。＞ (2024.9.1 現在)

利用料	基本料金①(7 時間未満)	送迎費用②	入浴料③	食事料④	①+②+③+④
要支援 1・2	6,000 円	1000 円 500 円／片道	500 円	800 円	8,300 円
要介護 1	6,500 円				8,800 円
要介護 2	7,000 円				9,300 円
要介護 3	8,500 円				10,800 円
要介護 4	10,000 円				12,300 円
要介護 5	11,000 円				13,300 円

※介護保険が発生しない早退 (3 時間未満の利用)、自費利用の延長の場合は、30 分につき 800 円の利用料を頂きます。